

振動規制法の規定による地域及び規制基準等（昭和 53 年岩手県告示第 335 号）の一部を次のように改正し、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

平成 19 年 3 月 30 日

岩手県知事 増 田 寛 也

| 改正前 | 改正後 |
|--|---|
| <p>別表第 1</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 10px;">[略]</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 10px;">[略]</div> <p>備考 1 この表において、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域とは、それぞれ都市計画法（昭和43年法律第100号）第 8 条第 1 項第 1 号に掲げる第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域として平成 9 年 3 月 31 日現在において同法の規定により定められている地域をいう。</p> <p>2 [略]</p> | <p>別表第 1</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 10px;">[略]</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 10px;">[略]</div> <p>備考 1 この表において、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域とは、それぞれ都市計画法（昭和43年法律第100号）第 8 条第 1 項第 1 号に掲げる第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域として平成18年 6 月 30 日現在において同法の規定により定められている地域をいう。</p> <p>2 [略]</p> |
| <p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p> | |